

## 慶應義塾利益相反マネジメント・ポリシー

### 1 制定の目的

慶應義塾（以下、「義塾」という。）は、1858年の創立以来、「全社会の先導者たらんと欲す」という福澤諭吉の志のもと、あらゆる分野にわたり社会を先導してきた。この伝統を引き継ぎ、義塾は、感動の湧き出る教育を実践し、知的価値の創造と蓄積に精励し、新たな実業の世界を開拓することによって、未来に向けて社会を先導して行かなければならない。この使命を実現するために、これまでも義塾は「実学」の精神のもと、開かれた学塾として、産業界、官界、および他の大学や学術研究機関との連携活動（以下、「産官学連携活動」という。）を推進してきた。近年、多様な産官学連携活動の成果が社会の発展のために一段と求められる中で、義塾はこれに積極的に応え、産官学連携活動をさらに進めて行く必要がある。この産官学連携活動において、義塾は、これに携わる教職員等（本ポリシー第4項に定める。以下、本ポリシーにおいて同じとする。）の意思を尊重する一方で、この活動に伴い発生し得る利益相反の問題に関し、社会への説明責任を果たし、義塾のインテグリティを維持するために、また同時に、教職員等が安心して産官学連携活動に取り組める環境を整備するために、義塾の産官学連携活動に関する利益相反マネジメント・ポリシーをここに制定する。

### 2 利益相反マネジメントの基本方針

義塾は、教職員等が知的価値の創造や新たな実業世界開拓を实践する過程で得た研究成果・知的財産等を、産官学連携活動を通じて積極的に社会に還元し、学術と実業を先導する。義塾はこのような産官学連携活動において付随的に発生し得る利益相反の問題に関して、義塾のインテグリティ維持の観点から以下に掲げる基本的な方針に沿って行動する。

- (1) 義塾は、知的価値の創造と新たな実業世界開拓とを实践するとともに、その成果を社会に還元し社会貢献をする。このために、積極的に産官学連携活動を進める。
- (2) 産官学連携活動の過程で付随的に生じ得る利益相反を未然に防止し、生じた利益相反については影響を最小限にとどめるために、利益相反マネジメント体制を整備する。
- (3) 適切なマネジメントと情報開示により、産官学連携活動の透明性を確保する。また、社会への説明責任を義塾が負うことを明確にすることにより、義塾に対する社会からの信頼を維持する。
- (4) 義塾の利益相反マネジメントは、教職員等の産官学連携活動を制約するものではなく、教職員等の自主性を最大限尊重するものである。同時に、義塾のインテグリティの確保と、教職員等が安心して産官学連携活動に取り組める環境を整備するためのものである。

### 3 利益相反の定義

産官学連携活動における利益相反とは、次に掲げる経済的利益相反、責務相反を指す。

- (1) 経済的利益相反とは、教職員等としての義塾における地位に基づく責任ないし義務と、産官学連携活動から教職員等が得る利益とが相反する状態をいう。
- (2) 責務相反とは、教職員等としての義塾における地位に基づく責任ないし義務と、産官学連携活動における責務とが相反している状態をいう。

### 4 利益相反マネジメントの対象者

産官学連携活動に携わる次の者（総称して「教職員等」という。）を利益相反マネジメントの対象者とする。

- (1) 義塾の役員
- (2) 義塾に常勤・非常勤を問わず雇用されている教職員
- (3) 義塾から一定の身分を付与されている者
- (4) 義塾の大学院生，学生で，産官学連携活動に参加することが明記されている者

### 5. 利益相反マネジメントの対象事例

産官学連携活動における次の事例を利益相反マネジメントの対象とする。

- (1) 兼業活動（対象範囲は別途定める）を行っている場合
- (2) 義塾外の団体等から報酬，株式等何らかの経済的利益を得ている場合
- (3) 義塾外の団体等へ教職員等が自らの発明等を移転しあるいは使用許諾する場合
- (4) 義塾外の団体等から寄付金，設備・備品の供与を受ける場合
- (5) (1) から (4) の相手方等から何らかの便益を供与される者に対して，義塾の施設・設備の利用を提供する場合
- (6) (1) から (4) の相手方等何らかの便益を供与される者から物品を購入しあるいは役務の提供を受ける場合
- (7) その他，産官学連携活動に関して，何らかの便益を供与されたことが明らかである場合，もしくは供与が想定される場合

### 6 利益相反マネジメント体制

義塾における産官学連携活動における利益相反マネジメントに関する事項については、以下の組織と体制をもって対応する。

- (1) 研究倫理委員会は、利益相反マネジメントに関する次の事項を担当する。

- ①利益相反マネジメント・ポリシー関連規程の整備
- ②利益相反マネジメントに関する施策の策定
- ③利益相反の審査，判定，通知

④利益相反マネジメントに関する普及・啓蒙活動

⑤その他利益相反マネジメントに関する重要事項

(2) 研究倫理委員会はその下部組織としての「利益相反マネジメント統括委員会」を設置し、産官学連携活動における利益相反マネジメントに関する前記事項(1)の一部を委任することができる。

(3) 学術研究支援部に利益相反マネジメント担当を置く。利益相反マネジメント担当は、研究倫理委員会の指示に基づき、産官学連携活動における利益相反マネジメントに関する事務を主管する。

(4) 研究倫理委員会は利益相反カウンセラーを委嘱する。利益相反カウンセラーは、教職員等の利益相反に関する相談業務に従事し、必要な助言を行う。

7 利益相反マネジメントに対する教職員等の義務

産官学連携活動に携わる義塾教職員等は、利益相反マネジメントのため、次のことを実施する義務を負う。

(1) 教職員等は、産官学連携活動を行うにあたり、利益相反行為を未然に防止するように最大限の配慮および客観的に必要とされる合理的な努力をしなければいけない。また、万が一利益相反が生じた場合にはその影響力を最小限にとどめるために、義塾から要請される必要な事項に最大限協力しなければならない。

(2) 教職員等は、前記事項(1)以外でも義塾から利益相反マネジメントに関し、必要な協力を求められたときは、最大限協力をしなければならない

8 その他産官学連携活動における利益相反マネジメントに関し、必要な事項は別に定める。

平成17年4月1日

平成23年4月1日改正

平成26年4月1日改正

平成27年10月30日改正

慶應義塾長